

宿泊税導入団体の概要

令和6年7月1日現在

	団体名	施行年月	税率(1人1泊について)			税収の使途
1	東京都	H14.10	定額	1万円以上	1万円～ 100円 1万5千円～200円	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
2	大阪府	H29.1	定額	7千円以上	7千円～ 100円 1万5千円～200円 2万円～ 300円	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
3	京都市 (京都府)	H30.10	定額	☆	2万円未満 200円 2万円～ 500円 5万円～ 1,000円	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
4	金沢市 (石川県)	H31.4	定額		1万円未満 200円 2万円～ 500円	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
5	倶知安町 (北海道)	R1.11	定率	☆	料金の2%	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
6	福岡県	R2.4	定額		200円	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他観光の振興を図る施策に要する費用
7	福岡市 (福岡市)	R2.4	定額	※県税50円を含む	1万円未満 200円 2万円～ 500円	観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力増進、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用
8	北九州市 (福岡市)	R2.4	定額	※県税50円を含む	200円	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用
9	長崎市 (長崎県)	R5.4	定額	☆	1万円未満 100円 1万円～ 200円 2万円～ 500円	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
10	ニセコ町 (北海道)	R6.11	定額	☆	2万円未満 200円 2万円～ 500円 5万円～ 1,000円 10万円～ 2,000円	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用
11	常滑市 (愛知県)	R7.1 (予定)	定額		200円	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用
12	熱海市 (静岡県)	R7.4 (予定)	定額	☆ 12歳未満は 非課税	200円	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用

☆修学旅行等の減免有